

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

|             |   |  |   |
|-------------|---|--|---|
| No          | 9   | 府省庁名 農林水産省   |   |
| 対象税目        | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 その他( )   |  |   |
| 要望項目名       | 食品リサイクル法に基づく食品循環資源再生処理設備に係る課税標準の特例措置の延長   |  |   |
| 要望内容(概要)    | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）」では、リサイクル肥飼料等を用いて生産された農畜産物の引取りまでを含めた循環的な再生利用計画を大臣認定しているところである。食品の循環的な利用を行う上での前提となる高品質なリサイクル製品（肥飼料等）を確保する観点から、再生利用事業計画の実行に必要な食品循環資源の再生処理設備を新たに取得した場合の固定資産税の特例措置について適用期限の2年延長を要望する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画に必要な食品循環資源の再生処理装置（肥料化、飼料化（油脂化も含む）、メタン化設備）の固定資産税の課税標準を設備の取得後3年間に限り、取得価格の3分の2とする措置</p> |  |   |
| 関係条文        | 地法附第15条第15項   |  |   |
| 要望理由        | 再生利用事業計画の必須要件である食品リサイクル・ループが構築された場合、食品関連事業者は、買い取らなければならない農畜水産物が魅力的な商品として消費者に支持されるよう、リサイクル肥飼料等の生産において、品質の高さを確保する必要に迫られることとなる。また、優秀なパートナーとなり得る業者の存在は限定的であり、認定計画を活用した食品リサイクルの取組を面的に広げていくためには、食品関連事業者からのニーズに応えられる優良なリサイクル業者の育成を図っていく必要がある。リサイクル業者においては、新たなリサイクル設備の設置が必要であることから、初期投資に対する軽減措置を設け、取組を面的に広げていくための支援を図ることが必要である。   |  |   |
| 減収見込額       | (初年度) - (5)   | (平年度) - (8)  | (単位: 百万円)   |
| 地方税以外の措置    | 既存  | <p>・国税</p> <p>食品リサイクル法に基づく認定再生利用事業計画の実行に必要な再商品化設備等に係る特別償却制度</p>    | <p>・融資、補助金その他</p> <p>融資 動物性残さを再資源化するために必要な施設（日本政策金融公庫）</p> <p>交付金 地域バイオマス利活用交付金</p> |
|             | 22年度の要望   | <p>・国税</p> <p>食品リサイクル法に基づく認定再生利用事業計画の実行に必要な再商品化設備等に係る特別償却制度の延長</p> | <p>・融資、補助金その他</p> <p>融資 動物性残さを再資源化するために必要な施設（日本政策金融公庫）</p> <p>交付金 地域バイオマス利活用交付金</p> |
| 過去の要望経緯     | 平成13年度税制改正で創設。平成14年度延長時に課税標準が4分の3とされる一方、対象施設に食品循環資源メタン化設備を追加。平成16年度税制改正で単純延長、18年度税制改正で課税標準が5分の4となった。平成19年度から食品リサイクル法に基づく認定再生利用事業計画に記載された設備に限定。平成20年度から課税標準が3分の2となった。  |  |   |
| 本要望に対応する縮減案 | なし  |  |   |